

第5章 特別支援学校教諭の免許状

第1節 大学における養成により特別支援学校教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により特別支援学校教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第2.2表の基礎資格と単位の修得により、特別支援学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第2.2表（免許法別表第1関係）

免 許 状 の 種 類					専修免許状		一種免許状		二種免許状			
基 礎 資 格					修士 1		学士 2		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。			
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	科 目				最 低 修 得 単 位 数							
	第 一 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目 3 9				2		2		2		
	第 二 欄	免許状に定めることとなる特別支援教育領域に関する科目 4 9	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	1 6	1	8	1 6	1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8		1	8		1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
			病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	4		1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			2			1	
科 目	第 三 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 5 9		5		5		3				
	第 四 欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） 6		3		3		3				
	上記に掲げる科目又は大学の加える特別支援教育に関する科目 7 8 10				2 4							
	合 計					5 0		2 6		1 6		

注意 上記の単位数は最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については、各大学等へ必ず確認してください。

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。 1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。 2

3 修得単位について 3

(1) 修得単位全般 4

特別支援教育に関する科目の単位は、授与を受けようとする特別支援学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。
(免許法別表第1備考第5号)

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
(施行規則第7条第1項の表備考第1号)

イ 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。）について、それぞれ次の(ア)又は(イ)に定める単位を修得するものとする。

(ア) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

(イ) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
(施行規則第7条第1項の表備考第2号) 5

ウ 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（複数の障害を併せ持つ場合を含む。）に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
(施行規則第7条第1項の表備考第5号) 6

エ 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。
(施行規則第7条第1項の表備考第4号) 7

オ 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
(免許法別表第1備考第7号) 8

カ 専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、第一欄から第四欄に掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
(施行規則第7条第2項) 9

キ 一種免許状又は二種免許状を有する者が、同じ領域を定めた専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、修得が必要な単位のうち、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得が必要な単位数は既に修得したものとみなされる。
(施行規則第10条の2第1項) 10

ク 専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合、専修免許状又は一種免許状授与に必要な第一欄、第二欄、第三欄の各単位数から二種免許状授与に必要な該当各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができる。

(施行規則第2条の表備考第14号第15号)

4 単位修得例

(1) 特別支援学校教諭二種免許状の全領域（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱）を取得する場合

第 1 欄		第 2 欄		第 3 欄		第 4 欄
基礎理論に関する科目 <u>2単位</u>	+	視覚 4単位 聴覚 4単位 知的 2単位 肢体不自由 2単位 病弱 2単位 計 <u>14単位</u>	+	重複・L D <u>3単位</u>	+	教育実習 <u>3単位</u>
						合計 <u>22単位</u>

(2) 特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体不自由・病弱）を取得する場合

第 1 欄		第 2 欄		第 3 欄		第 4 欄
基礎理論に関する科目 <u>2単位</u>	+	知的 4単位 肢体不自由 2単位 病弱 2単位 計 <u>8単位</u>	+	重複・L D <u>3単位</u>	+	教育実習 <u>3単位</u>
						合計 <u>16単位</u>

第2節 大学における養成により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受ける方法

特別支援学校教諭免許状を有する者は、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して、大学における養成で、第23表の単位の修得により、特別支援学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の新教育領域の追加の定めを受けることができます。

（新教育領域の追加の定めは、当該特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県の教育委員会に申請します。）

1 第23表（免許法施行規則第7条第3項）

免 許 状 の 種 類					専修免許状		一種免許状		二種免許状	
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	科 目				最 低 修 得 単 位 数					
	第 二 欄	免許状に定められることとなる 特別支援教育領域に関する科目	視 覚 障 害 者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	8	1	8	1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
			聴 覚 障 害 者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	8	1	8	1	4
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
			知 的 障 害 者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	4	1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
			肢 体 不 自 由 者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	4	1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
			病 弱 者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	4	1	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	2		2		1	
	第 三 欄	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目		5		5		3	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目							

注意 上記の単位数は免許状に各特別支援教育領域の定めを受けるための最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については、各大学等へ必ず確認してください。

2 修得単位について

(1) 修得単位全般

特別支援教育に関する科目の単位は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、特別支援学校の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域について、それぞれ次の(ア)又は(イ)に定める単位を修得するものとする。（施行規則第7条第3項）

(ア) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合は、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の場合は4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の場合は1単位）以上を含む。）

(イ) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合は、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の場合は2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の場合は1単位）以上を含む。）

（施行規則第7条第1項の表備考第2号）

イ アにより修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合において、第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。（施行規則第7条第4項） 1

3 従来の考え方を見直し（教育職員検定による追加の定めも同様）

(1) 新教育領域の追加の根拠規定

これまでは、別表第1により免許状を授与された者が新教育領域を追加しようとする場合には施行規則第7条第3項により、別表第7により免許状を授与された者が新教育領域を追加しようとする場合には教育職員検定により領域を追加するしかないと解釈されていたが、授与の根拠に関わりなく追加を行うことができるよう、解釈の変更がされた。

このことにより、新教育領域を追加する場合としては、具体的には以下の4通りが考えられる。

（従来の考え方では、以下の及びのみが可能とされていた。）

別表第1により免許状を授与された者が、施行規則第7条第3項により新教育領域を追加する場合
別表第7により免許状を授与された者が、施行規則第7条第3項により新教育領域を追加する場合
別表第1により免許状を授与された者が、教育職員検定により新教育領域を追加する場合
別表第7により免許状を授与された者が、教育職員検定により新教育領域を追加する場合

(2) 特別支援学校教諭免許状の授与と新教育領域の追加の考え方の整理について

特別支援学校教諭の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類（二種、一種、専修）の特別支援学校教諭免許状の授与は行わない（新教育領域の追加で対応する）。

（具体例）

二種免許状（視覚）を有する者に対し、二種免許状（聴覚）を授与することはできない。（この場合は、二種免許状（視覚）に聴覚障害者に関する教育領域を追加することとなる。）

(3) 盲・聾・養護学校の免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合

盲・聾・養護学校の免許状（以下「旧免許状」という。）は、対応する領域を定めた特別支援学校教諭免許状とみなされ、旧免許状を所持している者は、平成19年4月1日をもって当該特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされることとなる。（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）附則第5条）

○ 盲・聾・養護学校の免許状を有する者は、平成19年4月1日で特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされるため、これらの免許状に新教育領域を追加する場合にも、新たに特別支援学校教諭免許状の授与を行うのではなく、領域の追加として取り扱う。

○ 旧免許状を有する者は、当該旧免許状の授与を受けた授与権者に新教育領域追加の申請を行う。また、複数の異なる授与権者から授与を受けた旧免許状を有している者は、いずれかの授与権者に新教育領域の追加の申請を行う。

○ 旧免許状を有する者は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、旧免許状を所持する者が新教育領域の追加をする場合にも、特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する場合と同様、第3欄に掲げる科目の単位を修得する必要はない。

第3節 教育職員検定により上級の特別支援学校教諭の免許状を受ける方法

特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第24表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ特別支援教育領域に応じ、特別支援学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受けることができます。

また、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第24表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ特別支援教育領域に応じ、特別支援学校教諭の二種免許状の授与を受けることができます。

1 第24表（免許法別表第7）

免 許 状 の 種 類					専修免許状		一種免許状		二種免許状		
基 礎 免 許 状					特別支援学校教諭一種免許状		特別支援学校教諭二種免許状		幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状		
基礎免許状を取得後、特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数									3 年		
基礎免許状を取得後、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数（特別支援学級を担当した在職年数は含まない。）					3 年		3 年				
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	科 目				最 低 修 得 単 位 数						
	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目 1				15		1		1	
	第二欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目 2	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				2	2		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
			聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				2	2		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
			知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				1	1		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
				肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			1	1		
					心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		1	1						
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目									
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 3	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		2		2				
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								
	上記に掲げる科目又は大学の加える特別支援教育に関する科目 4 5										
合 計					15		6		6		

注1 上記の単位数は免許状に各特別支援教育領域の定めを受けるための最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については、各大学等へ必ず確認してください。

2 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

〔二種免許状の授与を受けようとする場合〕

基礎免許状を取得後、特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数とする。

〔一種免許状及び専修免許状の授与を受けようとする場合〕

基礎免許状を取得後、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。ただし、複数の領域を定めた免許状を上進する場合、必要となる在職年数は、当該免許状に定められる領域のうちいずれか一つ以上に係るもので足りる。

また、次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

(1) 休職の期間

(2) 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

(3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（免許法別表第3備考第6号）

ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての特別支援教育の理念並びに特別支援教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

イ 第二欄に掲げる科目の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。）について、中心となる領域として設定されている科目を修得する。

ウ 第二欄の単位の修得に当たっては、授与を受ける領域について合計3単位以上とし、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含むものとする。

エ 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（複数の障害を併せ持つ場合を含む。）に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（以下「重複・LD等領域」という。）のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む（含む領域として設定されたものでも可。）ものとする。

（施行規則第7条の表備考第5号）

「重複・LD等領域」・・・重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。

オ 第三欄の単位の修得に当たっては、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含むものとする。

カ 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

キ 専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、第一欄から第三欄に掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

（施行規則第7条第2項）

5 単位修得例

特別支援学校教諭二種免許状（知的・肢体不自由・病弱）の免許を取得する場合

各単位はそれぞれ「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含む。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
基礎理論に関する科目 1単位	知的 1単位 肢体不自由 1単位 病弱 1単位 計 3単位	重複・LD *1 1単位 視覚または聴覚 1単位 計 2単位

* 1 含む領域 = 視覚、聴覚

合計 6単位

第4節 教育職員検定により特別支援学校教諭の免許状の新教育領域の追加の定めを受ける方法

特別支援学校教諭免許状を有する者は、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して、第25表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、新教育領域の追加の定めを受けることができます。

（新教育領域の追加の定めは、当該特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県の教育委員会に申請します。）

1 第25表（免許法施行規則第7条第5項関係）

免 許 状 の 種 類				特別支援学校教諭専修種免許状		特別支援学校教諭一種免許状		特別支援学校教諭二種免許状			
特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した在職年数								1 年			
特別支援学校の教員（当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする教育領域を担当する教員）として良好な成績で勤務した在職年数				1 年		1 年					
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	第 二 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	4	1		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1		1		1		
			聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	4	1		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1		1		1		
			知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	又は	1	1	又は	1	1
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1		1	1		1	
			肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	又は	1	1	又は	1	1
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1		1	1		1	
			病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	又は	1	1	又は	1	1
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1		1	1		1	
	第 三 欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				(2)		(2)	
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							

注意 上記の単位数は免許状に各特別支援教育領域の定めを受けるための最低修得単位数です。実際に修得が必要となる単位数については各大学等へ必ず確認してください。

2 在職年数の算定について

〔二種免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする場合〕

特別支援学校の教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した¹在職年数とする。

〔一種免許状及び専修免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする場合〕

特別支援学校の教員（当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする教育領域を担任する教員）として良好な成績で勤務した²在職年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（施行規則第7条第5項2号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 特別支援教育に関する科目

ア 第二欄に掲げる科目の修得方法は、特別支援教育領域のうち、追加の定めを受けようとする新教育領域が中心となる領域として設定されている科目を修得する。

イ 第二欄の単位は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、次のとおり修得する。

1

(施行規則第7条第5項)

(ア) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。)

(イ) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目(以下「心理及び教育課程等に関する科目」という。)についてそれぞれ一単位(二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあっては心理及び教育課程等に関する科目一単位)以上

ウ 第二欄の単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位(新教育領域に関する科目に係るものに限る。)をもって、これに替えることができる。この場合において、第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

(施行規則第7条第6項) 2

4 単位修得例

(1) 特別支援学校教諭二種免許状(知的・肢体不自由・病弱)へ視覚障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

視覚障害者(心理・生理・病理)	1単位
視覚障害者(教育課程及び指導法)	1単位
計	2単位

(2) 特別支援学校教諭二種免許状(視覚)へ知的障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

知的障害者(心理・生理・病理、教育課程及び指導法)	1単位
計	1単位

(3) 特別支援学校教諭一種免許状(視覚・聴覚)へ知的障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

知的障害者(心理・生理・病理)	1単位
知的障害者(教育課程及び指導法)	1単位
計	2単位

(4) 特別支援学校教諭一種免許状(知的・肢体不自由・病弱)へ視覚障害者の領域を追加する場合

第 2 欄

視覚障害者(心理・生理・病理)	2単位
視覚障害者(教育課程及び指導法)	2単位
計	4単位

注意 一種免許状又は専修免許状に領域を追加する場合には、免許状に定められた領域又は追加しようとする領域を担当した在職年数が必要となります。

第5節 特別支援学校の自立教科等の教諭の免許状の授与を受ける方法

特別支援学校の自立教科の教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第26表の基礎資格により、特別支援学校自立教科教諭一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

特別支援学校の自立活動の教諭の免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校教員資格認定試験（第10章参照）の合格により、特別支援学校自立活動教諭一種免許状の授与を受けることができます。

1 第26表（施行規則第64条関係）

免許状の種類	教科	基礎資格
特別支援学校 自立教科教諭 一種免許状	理療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。 ロ 医師免許を受けていること。
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は聴覚障害者に関する教育の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
	音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。
	特殊技能 （美術、工芸及び被服）	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技能科を卒業したこと。
特別支援学校 自立教科教諭 二種免許状	理療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年在学したこと。
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は聴覚障害者に関する教育の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
	音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。
	特殊技能 （美術、工芸及び被服）	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技能科に1年以上在学したこと。

注1 理療の教科については、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有しない者には授与しない。

注2 理学療法の教科については、理学療法士の免許を有しない者には授与しない。

注3 理容の教科については、理容師免許及び美容師免許のいずれも有しない者には授与しない。

2 特別支援学校の自立活動教諭の一種免許状（施行規則第65条の2関係）

特別支援学校の自立活動教諭の一種免許状は、その免許状に係る教員資格認定試験（特別支援学校教員資格認定試験）に合格した者に授与する。

取得できる免許状の種類及び自立活動については次のとおり。

なお、受験資格等については「第10章 教員資格認定試験」を参照すること。

免許状の種類	自立活動
特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	聴覚障害教育
	肢体不自由教育
	言語障害教育

第6節 教育職員検定により上級の特別支援学校の自立教科の教諭の免許状の授与を受ける方法

特別支援学校自立教科教諭二種免許状又は特別支援学校自立教科助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第27表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ特別支援学校自立教科教諭一種免許状又は特別支援学校自立教科教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第27表（施行規則第64条関係）

免許状の種類		特別支援学校自立教科教諭									
		一種免許状					二種免許状				
		理療	理学療法	音楽	理容	特殊技芸	理療	理学療法	音楽	理容	特殊技芸
基礎免許状		二種免許状					臨時免許状				
基礎免許状を取得後、特別支援学校において当該教科を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数		5年	5	10	10	10	5年	5	5	5	5
教科	科目	最低修得単位数									
	理療	7					9				
	音楽								4		
	特殊技芸（美術、工芸又は被服）										4
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	3				4	4	4		4
	域特に別関支援る教育科目領域心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目						2	2	2		2
	域特に別関支援る教育科目領域心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目										
合計		10	3	0	0	0	15	6	10	0	10

注1 この表中「教科」とは「教科に関する科目」をいう。

注2 理療の教科については、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有しない者には授与しない。

注3 理学療法の教科については、理学療法士の免許を有しない者には授与しない。

注4 理容の教科については、理容師及び美容師の免許のいずれも有しない者には授与しない。

注5 特別支援教育に関する科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育を中心とするものとする。

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、その授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校の当該自立教科を担当する教員として良好な成績で勤務した在職年数とする。（施行規則第64条第2項）

4 修得単位について

基礎免許状を取得後、次に掲げる方法により修得するものとする。

（施行規則第64条第2項備考第4号）

- (1) 大学
- (2) 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関
- (3) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- (4) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- (5) 文部科学大臣の認定する通信教育